

令和 2 年香美市議会定例会

5 月臨時会議会議録

令和 2 年 5 月 1 3 日 開 議

令和 2 年 5 月 1 3 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 2 年 香 美 市 議 会 定 例 会

5 月 臨 時 会 議 会 議 録

令 和 2 年 5 月 1 3 日 水 曜 日

令和2年香美市議会定例会5月臨時会議会議録

招集年月日 令和2年5月13日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 5月13日水曜日（審議期間第1日） 午後 2時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	健康介護支援課長	宗石こずゑ
副市長	今田博明	税務収納課長	明石清美
総務課長	川田学	福祉事務所長	中山泰仁
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
管財課長	和田雅充	建設課長	井上雅之
市民保険課長	植田佐智		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹		

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	猪野高廣	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	大和正明		

市長提出議案の題目

議案第 53号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第1号）

議案第 54号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 55号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和2年香美市議会定例会5月臨時会議議事日程

（審議期間第1日目 日程第1号）

令和2年5月13日（水） 午後2時開議

日程第1 審議期間の決定について

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 報告第 2号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について

日程第5 報告第 3号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について

日程第6 報告第 4号 専決処分事項の報告について
香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第7 報告第 5号 専決処分事項の報告について
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 報告第 6号 専決処分事項の報告について
香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第 53号 令和2年度香美市一般会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第 54号 香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第 55号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

会議録署名議員

9番、爲近初男君、10番、舟谷千幸君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午後 2時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和2年香美市議会定例会を再開し、5月臨時会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、審議期間の決定についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） 7番、利根です。

本日開会しました令和2年香美市議会定例会5月臨時会議の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

まず、審議期間につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。

本日の臨時会議に付議された提出議案の3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、審議に付し、本会議方式により採決をいたします。

なお、審議期間の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。議員各位の格段の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定しました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じて9番、爲近初男君、10番、舟谷千幸さんを指名します。両名よろしくお願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄について報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果について報告が提出されています。

その他報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、報告第2号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてから日程第11、議案第55号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上8件を一括議題とします。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和2年香美市議会定例会5月臨時会議が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、新型コロナウイルスの感染予防につきまして積極的に御協力いただくとともに、新型コロナウイルスに関係する影響への対策につきましても、有意義な御提言や御意見を寄せていただいていることに対しまして、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。行政といたしましても、市民の皆様の健康と暮らしを守るために全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、本臨時会議に上程をいたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

報告5件は、専決処分事項の報告についてでございます。

報告第2号、報告第3号は、損害賠償の決定及び和解についてです。

報告第4号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、報告第5号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、報告第6号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第53号は、令和2年度香美市一般会計補正予算（第1号）で、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策、教育施設設備工事などのため、必要な予算を補正しようとするものでございます。

議案第54号は、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案第55号は、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

なお、議案細部説明書を添付してございますので、御参照いただき、御審議を賜りたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、専決処分事項の報告についての質疑を行います。質疑はありますか。

14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） まず、報告第2号でお聞きをしますが、書いてあるとおりにかと思うんですけども、後から市の車が行って駐車していた車のドアに当たったということか、とめてあることがわかっているドアを開けたんですか。それから、被害の相手方の車種とか色とかは、どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えさせていただきます。

とまった車でして、楠目小学校教職員の車の横へ駐車したところ、教育支援センターの職員が降車しようとした際に強風が起きまして、ドアがあおられて当たったということでございます。

それで、相手の教職員の車は、スバル・インプレッサスポーツのパールホワイトの色です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 報告第3号をお聞きいたします。

こちらのほうは林道西又河野線ということで、この事故によって運転手等にけがはなかったのかということが1点と、落石事故ということでしたので、この修繕等はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

西又河野線は林道ですので、山側が露出しているところが多々あります。当然、岩盤のところで風化により、ぼろぼろと表面が落ちた形の中で、フロントガラスの左上を一部破損という形になっております。

後の処理としましては、林道ですのでやりようがありませんが、もう全体的な落石注意の看板等の設置、それとパトロール、路面清掃等を行うような形をとっております。

修理につきましては、相手様が修理工場へ出してフロントガラスの入れかえを行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 報告第2号についてお尋ねします。

事故がここ数年多いように感じられます。その後の処理というか、注意喚起というのはどんなふうにしてます。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 御質問にお答えします。

5月の当初に行われました課長会におきましても、特に車の発進時、それからバックのし始めの後退時に、安全確認を怠った事故というのが非常に多くて、昨年も22件車の事故が起こっております。所属課長から所属の職員に対して十分注意をしていただくようにということで注意喚起は行っております。大事な税金で買われた車ですので、自分の車以上にやっぱり注意を払って乗らんといかんと思っておりますので、また機会を捉えまして注意喚起を今後も図っていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） ほかに。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 注意喚起をそうしてしているということで、担当課だけでなく、そのときに全体の課長にお願いして、みんなでこれからもこういうことがあるから気をつけようということで、全体へぜひおろしていただけたらいいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 報告第4号について伺います。

香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますけど、固定資産税に係る部分で少し伺いたいんですが、議案細部説明書の中で2項目めになるのかな、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知をした上で、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるよう使用者を所有者とみなす制度が拡大されると書かれております。現在まではそういうものに対しては宙に浮いた、課税客体としては存在しないという格好であったのか、ちょっとそこら辺のところのところがわかりかねますので、具体的な説明を求めます。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

現在のところ、相続人全員の相続放棄等によって、課税ができていないものがありますけれども、その中で、現在使用者がいるという情報を把握しているものはございません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 現在のところは、香美市では使用者がそこに住んでる状況は見受けられないということでありましたが、少し気になるのは、もし使用者と亡くなられた方が、何らかの契約をしちよってそこを借りて、亡くなられた方の相続人が誰もいないとかいうふうな状況になったときに、善意の部分と悪意の部分で若干違うんですけど、10年そこにずっと住み続けていた場合は、善意の時効取得ということで、みずからのものになるとかいう民法上の規定もあつたりすると思うんですけども、そういう部分が今後、黙ってそこに住むことはないと思うんですけどね、実際。土地家屋等のそういう状況については、何らか規定をされているのか、おわかりであったらお答えをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

時効取得の件ですけれども、ちょっと詳しいところがわからないんですけども、調べる限りの今までの判例では、固定資産税を負担することが時効取得の判断材料の一つとはなるようなんですけれども、さまざまな判例があつて、そのことだけで時効取得が認められるということはないようです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 報告第5号でお聞きします。

議案細部説明書の中に「また」という行があると思うんですけども、この国民健康保険税の所得割算定における長期譲渡所得の特別控除に低未利用土地等の譲渡と書かれているんですけど、ここの文章がわかりにくくて、このあたりをちょっと詳しくお願いしたいと思うんですけど。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

長期譲渡所得の部分に関しましては、国民健康保険税条例の附則の第4項を見ていただければよろしいかと思うんですけども、ここに長期譲渡所得による国民健康保険税の課税の特例というのが載っております。この長期譲渡所得金額の説明の中に、租税特別措置法の条項が幾つか載っているんですけども、この租税特別措置法が改正されましたので、合わせて香美市の長期譲渡所得金額の中にも、新たにつけ加えられました租税特別措置法第35条の3第1項を加えるものです。租税特別措置法第35条の3というのが、ここに書いております低未利用土地等について書かれた部分でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 報告第5号について、28万円から28万5,000円、それから2割軽減で1万円増の52万円ということで、この軽減対象はいかほどふえるのか。数字的なものでちょっと事前通告が抜かっていましたが、おわかりであれば。ふえることは確実にあろうかと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 現在のところ、まだ令和2年度の課税所得とかも確定しておりませんので、令和2年度の対象がいかにどのようになるかと比較してお答えすることができません。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの山崎龍太郎議員からもありましたが、報告第4号の固定資産税、所有権がわからないものに対して、先ほど課長が認めたとおり、市が固定資産税をかけることに私権が働いてくるというか、私の権利が働く可能性が判例でもあるわけですね。これからそういう財産放棄も含めて、課税をかけられない客体が出てくる可能性がふえてくると思うんですよ。

ですから、ここをよくちょっと調べていただいちゃって、やっぱりそこを使ってる方に課税することによって、そこに私権を働かせてしまうと、私の権利が働くということ

になるわけですので、ちょっとぜひ研究していただきたいなと思いますけど、よろしく
お願いします。これは意見です。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） 固定資産税は原則所有者課税ですので、この措置は
あくまでも例外的な制度であると思っております。その対象は所有者の存在が不明であ
る場合に限定をされておまして、運用に当たっては別途国のほうから通知が示される
こととなっております。課税に当たっては慎重に手続を踏むべきと考えております。
以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、今臨時会議に
提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議
案は、委員会付託を省略することに決定しました。

日程第9、議案第53号、令和2年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題とし
ます。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 補足説明はございません。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりましたので、本案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 18ページでお聞きいたします。

教育費の工事請負費、先ほどこの資料をいただいたわけですが、エアコンを設
置するということですが、これ卓球場につけるのかと思うんですが、具体的にエ
アコン何台とか、工事はどういうふうにするのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

今想定しておりますのは、空調機、エアコンを3台、卓球場北面の天井からつるす形
で設置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 議案細部説明書の9ページで少しお尋ねをいたします。

補正が必要な理由のところに、総務省から4月20日付で、迅速な給付開始を目指す旨の通知があったということで提示をされて、今日からオンラインで受付を開始するというような先日の説明でございましたが、他市では早くからこの対応をしたりしているんですが、なぜこれぐらいの日を要したのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

まず、一斉に世帯の方々にお送りするのは5月22日を予定しているところですが、その日付になった主な要因は、まず封筒の納品にちょっと時間がかかるということと、それから、システムの改修が最終5月末ぐらいになってしまうということで、こういった日付になったものでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 16ページで、会計年度任用職員報酬と給料がありますけど、1名、1名で2名と思いますが、それでいいんですわね。このメンバー等で、話によると多分封筒が20日に入ってくると思うんですけど、本当に22日発送が可能かということを含めて、どういう体制でやるかというのを。22日に発送しないと、またこれ遅れますわね、1週間遅れてしまったら次の週になるわけですので、この会計年度任用職員2名の体制等で22日発送というのは可能かどうかというのを、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

この予算では、一応パートタイムとフルタイムの予算を組んでいまして、報酬のほうにはパートタイムを4人分、フルタイムのほうでは2人分の予算を計上しているところです。今の想定では、5月20日に封入作業をするようにしておきまして、それについては各課から人員を出していただいて、全庁的に一気に作業を行うというような予定になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 同じ特別定額給付金の9ページでお伺いしますが、他市なんかでは、問い合わせが多くあったりすることに対応するための窓口というか、高知市だったらコールセンターですけど、そういった一つの窓口をこの期間だけ、3か月だけとかいう形をとってるところもあるんですが、本市はそのような対応ではなくて、もう総務課で一括して電話を受けるということになるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 基本的には総務課で受け付けるということを考えていま

すが、簡単な質問でほかの課が質問された場合には、答えられる範囲で答えていただいて、難しい案件とか、より詳細な説明を求められる場合は、もう全て総務課に回してくださいというような形をとっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 関連です。

実際この定額給付金の現状、市民からの問い合わせ等ですわね、どれぐらいあっていますかね。全然ないことはないと思うんですが。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 件数についてはちょっと把握していませんのでお答えできませんが、よく電話はかかってきております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そういうのはやっぱり私は把握しちよくべきと思います。件数とか内容とかね。やっぱりこのコロナの対策としては、今後長引く可能性もありますのでね。そのときには、いや、件数もわからん、内容も総務課の手前でわからんということはいかななものかと思います。それは意見としまして。

議案書16ページの下にある高知県休業等要請に伴う協力金ですけど、議案細部説明書では10ページに載っていますが、財源内訳では一般財源で1,300万円でやっていくということですが、これは県から入ってくると思うんですけど、実際今のところは、国の新型コロナウイルスの支出金で賄っているということですが、実際この休業に対する協力金を1,300万円組んでる中で、件数は大体わかると、まあ具体的に件数のことを聞いておきます。それと、事務手続の流れで、いつぐらいに申請手続になって支払いが発生するのかと。もちろん市が窓口ですわね、県ですか？県に直接やるということになるのかも踏まえて、ちょっと詳しいところをお願いします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

まず、財源につきましてですが、国の地方創生の臨時交付金を予定しておりますが、現状では予定ということで、今回は計上されていないということでございます。

それから、件数です。1,300万円ということで計上しておりますが、件数でいきますと、これ30万円の一律給付になっております。県が20万円の市が10万円ということで、130事業所分ということになっております。こちらは高知県全体で5,000事業所、支給総額が15億円ということで、それを平成28年の経済センサスで各市町村ごとの飲食業、それから旅館・ホテルの数で割り戻して県から配分されたということで、124事業所分が配分されて、さらに、それ以上に対象施設があるだろうということで、おおむね130事業所分で今回計上させていただいています。

それから、今後のスケジュールにつきましては、5月1日から6月15日が申請受付期間となっております、5月中旬以降に口座に振り込みをしていくということで伺っ

ております。県のほうの情報では、想定以上に申請が来ているというようなことを伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 理解不足と勘違いしている部分もあって、申しわけないところもありますが、実際その130件、10万円分の手当てと県の20万円分とが別々に振り込まれるわけですか？まあ言うたら、香美市は1,300万円やっていますわね、片一方は。両方とも地方創生のお金で入ってくるというふうに言われてましたけど、どういう事務手続になるのか、そこら辺を。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） こちらの事業につきましては、県のほうで一括して支払いまでしてさせていただきます。各自治体については、負担金でそれぞれの自治体分を支払うということになっています。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑は。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 1点だけ特別定額給付金のことでお聞きします。

その申請書ですが、あらかじめ印字されてくる欄がありますね、氏名とかそういうのは印字をされてくると思うんですが、その横に四角い表のようなものがあって、要らない方はここにバツテンをしてくださいという記述欄があるんですが、これ間違っただけで記述するおそれがあると思いますので、注意書きのようなものはつけるということでしたが、受け取りたい方は間違っただけで記述をしないようにとかいうふうな、そういう説明書き等は添えられておりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

間違っただけで記入しない云々という表現はしておりません。受け取らない場合は、希望しないのところに記入するという形になると思っております。ただ、希望しないにチェックが入った場合、金額が変わってきますので、その場合訂正が必要になるというふうに今考えておまして、その場合は訂正印とかでの修正が利かないということを想定しております。ですから、そういった場合は個別にまた案内を出しますので、それで間違いがないかどうかはわかると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 9ページの給付金のところですがけれども、大半の方は郵送でやられるかと思いますが、オンラインでやる場合はマイナンバーカードが必要となりますが、この給付金に関して、マイナンバーカードの取得状況と、それから混雑

とか、スムーズにいつているかどうかをわかる範囲でお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 取得状況は総務課のほうでちょっと把握はしてないんですが、申請がうまくいつてるかどうかというのは、幾つか本日問い合わせがあって、つながらないとか、ある一定のところから動かないというケースがございました。そのときは技術的な問題もありますので、国のコールセンターを御案内させていただいております。既にオンラインを使って何件か申込みはあるように、担当のほうから伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 議案細部説明書10ページで、先ほどお聞きしましたが、中旬ごろに振り込まれる予定やということですが、事業者に対しての周知に関してはどのように。ちょっと私の知った方が、知らなかったという方もおいでましたので、周知に限ってはどのようにされているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 県のほうではホームページと、それから香美市のほうではチラシといいますか、来てくださった方については配布できる資料を窓口で構えております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 議案細部説明書11ページの補正が必要な理由のところに、この予算を見込むために19件分を追加するとなっていますが、この19件分という根拠をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

19件の件数の算出根拠でございますけれども、こちらにつきましては、今まで余り給付実績がないといったこともございまして、単身世帯と、それから2人世帯で恐らく給付に足るだろうという件数まで見込みまして、19件というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第54号、香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長(植田佐智君) 補足説明はございません。

○議長(比与森光俊君) 補足説明が終わりましたので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番(濱田百合子君) 8日の全員協議会のときに国保のほうの傷病手当金の説明があったのですが、今回この後期高齢者医療の分で傷病手当金の支給のことが出ましたので、同時に国保のほうもなぜ出せなかったのかとちょっと疑問に思っておりますが、厚生労働省のほうからは同じような日程で通知が来ていたんじゃないかなと思ったもので、そのあたりをお願いします。

○議長(比与森光俊君) 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長(植田佐智君) 広域連合がどのように判断されて、この時期に条例を通したのかはわかりかねますけれども、香美市の場合は、この事務を行うに当たって、詳細を随分前から県・国のほうに投げかけておりますけれども、その回答がないものですから、ちょっとその辺を待っている部分もあって、6月定例会議で提案させていただくようにしております。

○議長(比与森光俊君) ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番(濱田百合子君) そしたら、この今回の後期高齢者医療に対する傷病手当の現時点での財政支援、全額国が支援するということだと思うんですけども、期間はどれぐらいになるか今の段階でわかっていますでしょうか。

○議長(比与森光俊君) 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長(植田佐智君) 広域連合の改正条例を見ましたところ、令和2年1月1日からとはなっておりますけれども、終わりは書かれておりませんでしたので、今のところいつまでということは、決めているかどうかちょっとわかりかねますけれども。

○議長(比与森光俊君) ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第55号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 補足説明はございません。

○議長（比与森光俊君） 補足説明はありませんので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て議了しました。

審議終了に当たり、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に臨み一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、本臨時会議に提案を申しあげました議案につきまして適切に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

急を要する案件も多々ございますので、時間を無駄にすることなく、正確で効率的な事務執行に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、これまでの感染対策によりまして、日々の新たな感染者数が減少しております。多くの方々がこのまま収束に向かってほしいと願っていることと思いますが、今後の活動再開に伴い、気の緩みも加わって、感染を波が2波、3波と来ないとも限りません。一層感染対策の徹底に努めてまいりたいと

思います。

地域経済については、リーマンショック以上のダメージと言われており、かつて経験をしたことのない厳しい状況に置かれている市民の方々も多いと思います。市としてできる、暮らしを守る施策を急いでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方には最大のお力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。

今後一層の御活躍と御健勝を心より祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 次に、議員表彰について報告がございます。

第82回四国市議会議長会定期総会は書面会議での開催となりましたが、このたびの総会におきまして6名が表彰されましたので、事務局長より報告をお願いします。議会事務局長、猪野高廣君。

○議会事務局長（猪野高廣君） 第82回四国市議会議長会定期総会において表彰されました方々を御紹介させていただきます。

初めに、特別表彰で、議員在職歴20年以上の山本芳男議員、16年以上の小松紀夫議員、12年以上の利根健二議員、爲近初男議員が表彰されました。次に、一般表彰で、正副議長3年以上の比与森光俊議長、島岡信彦副議長が表彰されました。ここに謹んで御報告申し上げます。受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございます。

○議長（比与森光俊君） 以上で、四国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

受賞されました皆様におかれましては、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

以上をもちまして、5月臨時会議を終了し、令和2年香美市議会定例会を散会いたします。

（午後 2時46分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和2年香美市議会定例会

5月臨時会議会議録

卷末掲載文書

令和2年香美市議会定例会5月臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	5月13日（水）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 審議期間の決定・ 会議録署名議員の指名・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和2年香美市議会定例会5月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。

令和2年香美市議会定例会5月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第53号	令和2年度香美市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	2. 5. 13
議案第54号	香美市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 5. 13
議案第55号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	2. 5. 13